



京の人 今日の人

消費者保護や環境保全運動に取り組むNPO法人「コンシューマーズ京都」(京都市中京区)の事務局長を務める。今年から成人年齢が引き下げられたことを受け、「消費者教育の充実と司法や業界も一体となった法整備が必要だ」と若者の消費者トラブル増加を危惧している。

4月1日に改正民法が施行され、明治以降146年続いた「成人」の定義が変わり、20歳から18歳へ引き下げられた。親の同意が必要だったロリーなどさまざまな契約を18、19歳が自身で結べるようになった一方、親の同意がない契約行為を取り消せる「未成年者取り消し権」は行使できなくなり、契約上の保護がなくなった。

若者を取り巻く消費者問題の事例としては、契約者を獲得することで紹介料などが得られるとうとうマルチ商法から、副業・情報商材、健康食品などの定期購入トラブル、インターネット上での誇大広告やデイト商法など多種多様だ。

コンシューマーズ京都事務局長

溝内啓介さん(59)

― 城陽市



相談の窓口として設けられているホットライン「1888」を周知することの重要性が再確認できたという。

大学生が対象の消費者教育では、多くの学生が重要性を理解してくれるものの、「自分には関係ない」という反応も返ってくる。消費者被害の形態の多様化やSNSの普及、コロナ下での対面機会の減少が相まって、被害発覚の遅れを生む要因の一つとなっている。溝内さんは「幼いころから家庭で話題にして注意する習慣を身につけ、当事者として想像力を育み自分で警戒する力にもつなげてほしい」と願う。

消費者教育の充実を

成人年齢引き下げは、「本

溝内さんは元々、京都生協として、社会科や家庭科の一の職員で、2019年から同NPOで事務局長を務める。京都市の委託を受け大学などで消費者教育を行ってきたが、成人年齢の引き下げによって「今後は、当事者意識の観点からも高校生までの教育充実がさらに重要になる」と考える。ただ、現状では消費者問題は「受験に関係がない」機会を設けることや、消費者

5月には、府と京都市と消費者月間のイベントを開き、消費者問題に詳しい大学教授や高校教諭を招いた。時間の制約があっても実践型の教育機会を提供し続けたい。

【藤河匠】